２盛税号外

令和２年５月28日

各高等学校長　様

盛岡市財政部市民税課

高等学校就学支援金申請に係る所得・課税証明書の発行について（依頼）

　日頃より，当市の税務行政につきましては，御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて，高等学校就学支援金支給対象者の認定について，令和２年度から市町村民税の課税標準額及び調整控除額が必要となりますが，盛岡市の所得・課税証明書は通常当該項目を証明事項としていないことから，次のとおり依頼いたします。

　お手数をおかけいたしますが，御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

１　依頼事項

(1) 支給対象者の認定については，所得・課税証明書の取得ではなく，可能な限りマイナンバーの収集による方法に御協力ください。

(2) マイナンバー収集による方法を取ることが難しい場合については，盛岡市で証明を発行する必要がある保護者あて，次の事項を必ず御連絡ください。

ア　証明を取得される場合，通常の証明書に必要項目を追記して発行する手順をとることから，通常に比べ発行にお時間をいただきます。

イ　窓口で申請される際に，『課税標準額及び調整控除額の記載が必要である』ことを必ず職員にお示しください。

ウ　マイナンバーカードを用いたコンビニエンスストア等で発行する証明書には，課税標準額及び調整控除額が記載できないため，窓口での申請をお願いします。

盛岡市財政部市民税課税制係

担当：小野家　ゆり

TEL：019-626-7504

Mail：siminzei@city.morioka.iwate.jp